

こども園における児童への投薬について

(1) 『こども園における児童への投薬』

こども園における児童への投薬は法律の定める「医療行為」になる為、保育教諭は児童への投薬を行うことが出来ません。

従って、**原則としてこども園では薬をお預かりしないこと**になっています。

医師の診察を受けるときは、お子さんが現在こども園に通っていて、こども園では原則薬を飲むことができない事をお伝えの上、保育時間中に薬を服用しなくてもすむような処方を依頼して下さい。

例) 2回投与(朝/夕)にする

3回投与が必要な場合・・・朝/帰宅後/寝る前の3回服用にする

どうしても保育時間中に薬を服用しなければならない場合は、保護者が来園して子どもへ投薬して頂くことになります。

ただし、慢性疾患(気管支喘息・てんかん・糖尿病などのように経過が長引くような病気)の、日常における投薬や処置については、子どもの主治医またはこども園園医の指示に従うとともに、保護者及びこども園相互の連携が必要ですので、ご連絡下さい。協議した上で対応させていただきます。

(2) 『保護者が来園して子どもへ投薬することがやむを得ずできない場合』

主治医と保護者とこども園で話し合いの上、薬を服用することで通常保育が出来る
と判断され、通常保育を希望される場合、看護師又は担当保育教諭が保護者に代わって投薬します。

この場合は「A 主治医意見書」「B 与薬依頼書」を提出ください。

注意事項

- ① 主治医の処方による薬に限ります。
- ② 座薬・目薬・点鼻薬の投与は行いません。
- ③ 症状を判断しての投薬は行いません。
(熱がでたら、咳がでたら、発作が起こったら、)
- ④ お薬は必ず保護者が、担当保育教諭・看護師へ手渡しして下さい。
- ⑤ 薬の服用を嫌がったり飲ませた薬を吐いてしまった場合、こども園では責任を負いかねます。

※こども園における投薬、に関しその他ご質問・ご不明な点等ありましたら事務所までご相談下さい。